

令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業

(西成版サービスハブ構築・運営事業)

委託事業者の募集について

西成区役所では、「令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託」について、次の要項のとおり、公募型プロポーザル方式による委託事業者の選定を実施します。

なお、本事業は令和8年度大阪市予算成立前に公募を行っております。選定・事業実施にあたっては、大阪市会での令和8年度予算成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをご承知ください。

令和8年1月16日

大阪市西成区長 稲嶺 一夫

令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業

(西成版サービスハブ構築・運営事業)

委託事業者 募集要項

1 案件名称

令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業目的と概要

就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える被保護者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業を実施し、就労への可能性を高めるとともに、就職、ボランティア等による社会参加を通じて再包摶を促すことなどを目的とする。

また、大阪市では令和5年度から5年間にわたり、第三期西成特区構想に取り組んでいくこととしており、当事業においても「再チャレンジ」をテーマにして、西成特区構想のめざすところの「まちの活性化・イメージアップ」につなげていく。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模（契約上限額）

金 38,032,764 円（消費税含む）

(4) 契約期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

(5) 履行場所

本市指定場所

(6) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用を負担しない。

(7) 発注者が提供する資料、貸与品等

ア 本事業の利用者に関する基礎資料（住所・氏名等）

イ 履行場所の土地・建物（無償）※ただし、光熱水費は受注者が負担。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

本業務の完了後、発注者の検査に合格したときは、受注者は委託料の支払いを請求することができる。ただし、受注者が希望する場合、既に履行した部分に相応する委託料相当額について、所定の手続きにより月1回を限度として部分払いを請求することができる。

(3) 契約書案

別紙契約書案のとおり

(4) 契約保証金等

契約保証金 大阪市契約規則第37条第1項第1号または第3号に該当するときは免除

保証人 不要

(5) 再委託について

別紙再委託に関する特記事項のとおり

(6) その他

本業務委託契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除する。

4 応募資格

委託事業者の選定応募にあたっては、次に掲げるすべての条件に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 本店所在地の消費税及び地方消費税、市町村民税及び都道府県税の未納がないこと。
- (3) プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

ア 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。

イ 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。

ウ 構成員となる全ての事業者が、上記（1）～（6）の基準の全てを満たしていること。

エ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。

オ 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。

カ 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。

キ 代表者を含む共同体を構成する事業者（構成員）は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

5 スケジュール

令和8年1月16日（金）	公募開始
令和8年2月4日（水）	質問受付締切
令和8年2月10日（火）	質問に対する回答
令和8年2月16日（月）	参加申請関係書類の提出期限
令和8年2月18日（水）	参加資格決定通知
令和8年2月25日（水）	企画提案書の提出期限
令和8年3月2日（月）午後	企画提案会（プレゼンテーション）
令和8年3月12日（木）	選定結果通知
令和8年3月13日（金）以降	契約締結に向けた協議
令和8年4月1日（水）	契約締結・事業開始
令和9年3月31日（水）	事業完了

6 応募手続き等に関する事項

（1） 参加申請手続き及び参加資格決定通知

ア 受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月16日（月）午後3時まで

イ 提出書類

（ア）公募型プロポーザル参加申請書（様式1－1又は1－2）

（イ）法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可）

法人以外の団体にあっては、団体の規約、団体の役員名簿及び代表者の住民票の写しを提出すること。

（ウ）本店所在地の市町村及び都道府県が発行する納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの：写し可（全税目の証明様式がない場合、直近1か年の「法人事業所税・法人（市町村）民税」及び「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可。営業が1年未満の者、若しくは非課税で本証明書が1か年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書（様式自由）

- (イ) 本店管轄税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれか：写し可）ただし、未納の額が無いことが分かるものであること）
- (オ) 共同体事業者として参加する場合は、公募型プロポーザル参加申請書（様式1－2）に記載されている添付書類を加えて提出すること。
- (カ) 誓約書（様式2）

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は(イ)から(イ)の省略が可能。

ウ 提出部数 1部

エ 提出場所

大阪市西成区役所 総合企画課

〒557-8501 大阪市西成区岸里1－5－20（6階63番窓口）

電話：06-6659-9684

オ 提出方法

平日の午前9時から午後5時（午後0時15分～午後1時を除く）までに持参又は送付により提出すること。ただし、最終日（2月16日）は、午後3時まで

なお、送付の場合は、令和8年2月16日（月）午後3時必着とする。

また、持参又は送付以外の方法（FAX、電子メール等）での受付不可。

カ 参加資格決定通知

令和8年2月18日（水）に電子メールにより通知する。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年1月16日（金）から令和8年2月4日（水）午後3時まで

イ 提出方法

令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託公募型プロポーザル質問票（様式3）に記載し、西成区役所総合企画課あてに電子メールにて提出すること。電子メール以外の方法（送付、FAX、持ち込み等）での受付不可。

電子メール：tx0011@city.osaka.lg.jp

ウ 回答

令和8年2月10日（火）に本市ホームページに掲載する。（質問がない場合には掲載しない。）

(3) 企画提案書の提出

ア 企画提案書はA4版とし、様式は下記に指定するとおり。

イ 企画提案書の必須記載項目は、以下のとおり。

(ア)	企画提案書の表紙	様式4
(イ)	企画提案書	
A	生活保護の実務に対する基本的な考え方について (稼働能力の考え方や能力を推し測るにあたっての留意すべき点等)	様式5
B	西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）業務委託仕様書の「業務内容」に関わっての提案について	
	利用者が抱える課題の把握方法、解決策の検討方法、利用者のモチベーション向上・事業への定着に資する具体的手法について	様式6-1
	利用者が抱える様々な問題を、地域社会が求めているボランティアニーズや地域社会から提供可能な資源を活用し解決する方法について	様式6-2
	西成区保健福祉センター職員（ケースワーカー等）との連携方法、ケースワーカーによる支援の質の向上や事業計画等について	様式6-3
C	業務従事者の雇用計画及び資格と経験について	様式7
D	業務従事者に対する研修計画等について（接遇、個人情報保護等）	様式8
E	業務従事者の配置計画について（雇用形態、社会保険の加入等）	様式9
F	勤務ローテーション及びバックアップ体制について	様式10
G	業務委託料算定書 ※ 算定根拠資料（明細）の添付が必要	様式11
H	法人等の概要 ※ 直近2年分の法人等の財務諸表、事業概要が分かるパンフレット等を添付	様式12
I	法人等のこれまでの受託実績や、その他業務において強調したいこと	様式13

【提出書類における留意点】 ※ いずれの様式も、別紙を用いて記載しても構わない。

- ・ 様式7について

安定した業務の遂行のために、人材確保及び処遇の面からどのような点に留意するのかについて記載すること。

福祉実務経験者の採用、配置、育成計画をこれまでの実績も併せて記載すること。また、

利用者対応に際して有益となる業務従事者の資格等（社会福祉士、PSW、保育・教育関係、生活保護実務経験等）を記載すること。

経験と業務遂行力のある主任支援員等を現場に常時継続して確保する見通しについて記載すること。

- ・ 様式 8 について

利用者対応等に関して実施する研修等について記載すること。

個人情報の保護、綱紀保持について遵守事項を具体的に記載すること。

利用者及び業務従事者自身の安全確保と危機管理について記載すること。

- ・ 様式 9 について

業務の遂行のために必要な人員体制を具体的に記載すること。

- ・ 様式 10 について

勤務ローテーション（受託業務を毎日どのような体制で行うか具体的に提案すること。）

バックアップ体制等（業務従事者の休暇等における代替体制等について提案すること。）

- ・ 様式 11 について

金額は、アラビア数字で記載し、頭初に円の記号を付記すること。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

必ず内訳がわかる算定根拠を添付すること。

共同体事業者の場合は、代表となる事業者が記載すること。

- ・ 様式 12 について

選定応募者である法人等の概要が分かる資料（直近2年分の法人等の財務諸表、事業概要が分かるパンフレット等）を添付すること。営業が2年未満の者、財務諸表が無い場合などは、その旨を記載した理由書を提出すること。

なお、選定応募者が共同体の場合は事業者ごとに作成すること。

- ・ 様式 13 について

業務について特に強調したいことがあれば記載すること。

他の類似する事業の受注において得た教訓及びその教訓を今後どのように活かすかについて、特記事項があれば記載すること。

ウ 受付期間

参加事業者決定通知受領後から令和8年2月25日（水）午後3時まで

エ 提出部数

8部（正本1部、副本7部 副本は写し可）

なお、正本にのみ事業者名を記載し、副本には記載しないようにすること。他の参考資料等にも事業者名の表示があれば、黒塗りするなどして、事業者が判別、推定できないようにすること。

オ 提出場所

大阪市西成区役所 総合企画課

〒557-8501 大阪市西成区岸里1－5－20（6階63番窓口）

電話：06-6659-9684

カ 提出方法

平日の午前9時から午後5時（午後0時15分～午後1時を除く）までに持参又は送付により提出すること。ただし、最終日（2月25日）は、午後3時まで

なお、送付の場合は、令和8年2月25日（水）午後3時必着とする。

また、持参又は送付以外の方法（FAX、電子メール等）での受付不可。

7 選定に関する事項

（1）選定方法

ア 本企画提案の審査については、「令和8年度西成区被保護者就労準備支援事業（西成版サービスハブ構築・運営事業）委託事業者選定会議」が行い、その意見を受けて発注者が選定する。

イ 選定委員は、評価基準に沿って企画提案書を審査する。

ウ 企画提案会（プレゼンテーション）

（ア）開催日時 令和8年3月2日（月）午後

（イ）場所 西成区役所 4階会議室

（ウ）内容・方法・集合時間など詳細は、対象事業者に別途通知する。

（2）評価基準

選定に係る審査は、末尾に示す評価基準により、総合的に公平かつ客観的に審査する。

審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「③実施方法」の平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それでもなお、同点の場合は、「⑥実施能力」、「②総合的な視点」、「④基本的理念」、「⑤ケースワーカー等との連携」、「①理解度」、「⑦積算等の妥当性」の順で、平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。なお、各委員の平均評価点が60点に満たなかった場合には、その事業者は選定しない。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- カ 企画提案会（プレゼンテーション）を欠席した場合。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。なお、選定結果の通知及び公表は令和8年3月12日（木）を予定している。

(5) 業務の開始準備

令和8年4月1日から円滑に業務が開始できるようにするため、候補事業者選定後速やかに協議を実施する。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 問い合わせ先

〒557-8501 大阪市西成区岸里1丁目5番20号

大阪市西成区役所総合企画課（6階63番窓口） 担当：小林、金光

電話：06-6659-9684 電子メール：tx0011@city.osaka.lg.jp

《評価基準》

評価項目	配点	参照資料
①事業目的及び事業内容の理解度 ・事業内容について趣旨をよく理解し、的確な考え方が示されている。 ・当区の生活保護等を取り巻く現況をよく把握し、分析している。	10	様式5 様式6
②業務遂行にあたっての総合的な視点・姿勢 ・企画提案内容の遂行において、事業の趣旨・目的を理解した上で、本業務を実施するにふさわしい考え方や取り組み姿勢が示されている。	15	様式5 様式6
③実施方法、工夫点等 ・課題に対する手法の的確性、実現性、創造性が示されている。 ・業務全般の計画性、実施手順の妥当性が示されている。	20	様式6-1 様式7
④地域のニーズ・資源と利用者とのマッチングの実施方法 ・地域のニーズ・資源を的確に把握するとともに、それを利用者にマッチングする際における課題を認識し、それに対する対応策を検討できている。	15	様式6-2 様式7
⑤ケースワーカー等との連携・支援の質の向上につながる手法等 ・本事業のみを切り出して考えるのではなく、生活保護受給者への支援の質の向上に資する視点を持って、ケースワーカー等と連携していくための手法が説明されている。	15	様式6-3 様式7
⑥本業務の実施能力(実施体制及び実施スケジュール、類似業務の実績) ・本業務の実施体制やスケジュール管理・進行について、適切な説明がされている。また、本業務の遂行能力を推し測ることが出来る本市又は他都市での受託業務の実績がある。	15	様式7～10 様式12・13
⑦業務遂行にあたっての費用積算等の妥当性 ・事業の内容に関して適切な人件費や経費が見込まれている。	10	様式11
合計点	100	

- (1) 1事業者のみが応募の場合は、適格性を審査し、各委員の平均点が60点以上（6割）であれば委託候補事業者とする。
- (2) 2事業者以上の場合、各委員の平均点が60点以上（6割）でかつ一番高い事業者を委託候補事業者とする。
- (3) (2)において同点の場合、「③実施方法」の平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。それでもなお、同点の場合は、「⑥実施能力」、「②総合的な視点」、「④基本的理念」、「⑤ケースワーカー等との連携」、「①理解度」、「⑦積算等の妥当性」の順で、平均点が一番高い事業者を委託候補事業者とする。